

第8回総会議事録（R 7年8月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年8月28日 午前9時30分～

2 場 所 都城市役所南別館 4階第1会議室

3 委 員

出	徳益 吉明	出	柿並 マリ子	出	有川 はつ子	出	馬渡 広二
出	山中 美代子	出	福島 真希	出	坂之下 昭二	出	徳留 博文
出	大久保 義広	出	坂上 和秋	出	永田 勇作	出	松山 忠雄
出	田中 加代子	出	紺家 知征	出	下西 弘美	出	福島 清邦
出	七日市 昌子	出	乙守 賢次	出	福岡 芳文	出	田中 和美
出	中島 学	出	福田 安昭	出	兒玉 圭亮		

4 事 務 局

局 長 永留 伸二

主 幹 前田 秀作

主 事 畑中 友紀乃

副 主 幹 水間 淳也（高城総合支所）

主 事 溝口 漱（高崎総合支所）

次 長 鶴村 勇一

主任主事 西山 竜貴

副 主 幹 齊藤 千鶴（山之口総合支所）

副 主 幹 山波 幸二（山田総合支所）

5 付議案件

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第59号 非農地証明について

議案第60号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第61号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第62号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第63号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第64号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第65号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）

第8回総会議事録

- 議長 　ただ今より令和7年の第8回総会を開催いたします。本日は23名全員の出席となっております。議事録署名人を私から指名させていただきます。9番委員と12番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
- それでは、審議に移ります。本日は報告案件1件と議案7件となっております。まず報告案件についてです。報告第16号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 　ご報告いたします。報告第16号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから25ページまでとなります。内容につきましては、今月は48件の通知で、92,860.00㎡の内容となっております。説明は以上です。
- 議長 　ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。
- 全委員 　無し（の声あり）
- 議長 　何も無いようですので、報告第16号につきましては、承認するものといたします。
- 続きまして、議案審議に入ります。まず、議案第59号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 　議案第59号非農地証明についてでございます。議案書は26ページになります。今月は1件の申請がございまして、1,321.00㎡の内容となっております。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 　説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。
- 全委員 　無し（の声あり）
- 議長 　無いようですので採決いたします。議案第59号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全委員 　（全委員挙手）
- 議長 　全委員挙手ですので、議案第59号については承認するものと決定いたしました。
- 次に議案第60号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 　議案第60号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は27ページになります。今回は3件、6筆の1,369.00㎡の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。
- 最終確認につきましては、27ページ下段の表のとおり沖水地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この6筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 　説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
- 全委員 　無し（の声あり）
- 議長 　無いようですので採決に入ります。議案第60号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。
- 全委員 　（全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 60 号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第 61 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 61 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 28 ページになります。今月は 2 件の申請がございまして、8,018.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましても、別紙調査報告書のまとめの 2 ページに記載してあります。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があれば願います。何かございませんか。

11 番委員 はい、議案書 28 ページ番号 1 の所有権移転について、用途が史跡保存と記載されていますが、どのようなものかお聞きします。

事務局 史跡についてお答えします、名称は、国史跡郡元西原遺跡で、平安時代初期の有力者の居住跡であり、令和 6 年に国史跡に指定されたものでございます。

この史跡は、都城市文化財課が、土地を公有化して保護する目的で所有権移転を行うものでございます。

議長 他に質問は、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 61 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 61 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 62 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 62 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 29 ページから 34 ページになります。今月は、25 件の申請がございまして、正誤表にありますとおり同地番の二重表記等の誤りによる筆数、面積の修正がありましたので、63,819.55 ㎡の内容となっております。調査報告につきましても、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 5 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 質問も無いようですので採決いたします。議案第 62 号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 62 号につきましても、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 63 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 35 ページから 36 ページになります。今月は正誤表にありますとおり 1 件の取下げがありましたので、4 件の申請となりまして、1,937.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 63 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 63 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 64 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 64 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 37 ページから 44 ページになります。今月は正誤表にありますとおり 1 件の取下げがありましたので、24 件の申請となりまして、16,094.39 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページから 9 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

5 番委員 はい、議案書 44 ページ番号 24 は、用途が個人住宅で 691 m²となっており、500 m²を超える場合は理由付けが必要となります。

議案書では、一般住宅のみの記載でありましたが、別紙配置図を確認しましたところ、通路も併設している状況であり、住宅単体で 500 m²を超えるものではないことが確認できました。

従いまして、今後は、議案書に一般住宅と通路の記載をお願いします。

事務局 委員のご指摘の通り、一般住宅と通路で記載すべきでございますので、今後は、そのように議案書を記載します。

議長 他に質問は、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 64 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 64 号はすべて許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第 65 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 65 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は 45 ページから 104 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は渡人から農業振興公社へと、また農業振興公社から受人へとの計 18 件の申請がございまして、合わせて 52,948.00 m²の内容となっています。利用権設定につきましては、145 件の申請がございまして、418,188.60 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、10

月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 65 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 65 号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するという事で終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に何もございませんので、これで第 8 回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和 7 年 月 日

議事録署名委員

9 番委員 _____

12 番委員 _____

作成者 鶴村 勇一